

令和5年度 安全運転管理者等講習について

令和5年度の安全運転管理者等講習を裏面の日程により開催します。道路交通法第74条の3第9項に、「自動車の使用者(事業主)は、通知を受けたときは、安全運転管理者及び副安全運転管理者に講習を受けさせなければならない」と定められていますので、必ず受講してください。

1 概要

受講日 及び会場	同封の「安全運転管理者等講習通知書」に記載
講習時間	受付 9:00~9:30 講習 9:30~16:30(休憩1時間) 受講者数により受付時間が早まる場合があります。
講習手数料 納付方法	事前に銀行等(郵便局では販売していません)で4,500円分の新潟県収入証紙を購入し、同封の「証紙納付書」に貼って、講習当日の受付で提出してください。
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・代理受講、遅刻、途中退席等は受講済と認められません。・講習会場内でのマスク着用等については、新型コロナウイルスに関する政府方針に従ってください。・社会情勢に応じて中止等の可能性があります。

2 よくある質問 この他のよくある質問は新潟県警察ホームページをご覧ください。

Q 講習通知が届きましたが、指定された日に受講できません。どうしたらよいですか。

A 新潟県安全運転管理者協会(025-256-2500)へ受講日変更の連絡をしてください。なお、連絡の際は、講習通知書に記載されているコード番号(6桁-2桁)をお伝えください。また、事前の連絡なく指定日以外に来場された方は、定員制限により受講できない場合があります。

Q 講習通知が届きましたが、安全運転管理者(副安全運転管理者)が交代しています。どうしたらよいですか。

A 事業所(自動車の使用の本拠)の所在地を管轄する警察署へ選任解任(交代)の届出をしてください。後日、新しい講習通知を郵送します。なお、届出前に後任者が受講することはできません。また、受講日を変更する場合は、届出後に新潟県安全運転管理者協会(025-256-2500)へ連絡してください。

3 問い合わせ先 月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00~12:00、13:00~17:00

講習に関すること	一般社団法人新潟県安全運転管理者協会	電話 025-256-2500
届出に関すること	自動車の使用の本拠を管轄する警察署	電話番号は新潟県警察ホームページをご覧ください
	新潟県警察本部交通企画課企画係	電話 025-285-0110(代表)